
PTAのしおり

みんなでおぼ

P T A



令和6(2024)年4月

世田谷区立小学校PTA連合協議会

世田谷区教育委員会

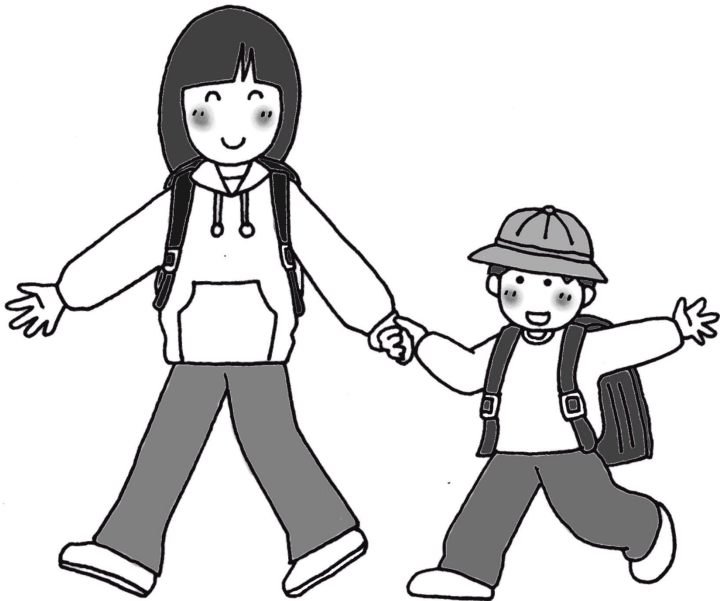
目 次

はじめに	1
1. P T Aの目的と性格	2
2. P T Aの組織・運営と活動	6
3. P T A活動の発展を目指して	13
4. P T Aの連合（連絡）組織	17
5. P T A活動への教育委員会の支援	24
6. P T A活動のための相談窓口	27
7. P T A用語集	28
P T Aの歌	32

はじめに

本冊子は、子どもの健全な成長と幸せを願い、保護者と教職員が、相互に学び合い、活動するPTAへの理解と、その活動を進めるため、世田谷区立小学校PTA連合協議会と世田谷区教育委員会が協力して作成しました。

この小冊子が各学校のPTA活動や、PTA連合組織の活動の参考としてご活用いただければ幸いです。



1. P T Aの目的と性格

目的は

P T Aとは「Parent Teacher Association」の略語です。P T Aの目的は、会員である保護者と教職員が、子どもの健全な育成と幸福を目指して、相互に学び合うことです。

そして、その成果を、家庭教育や学校教育への支援に役立てるとともに、相互に連携・協働することによって、地域社会の環境づくりや子どもの校外生活の充実のための活動を活発に進めることにあります。

性格は

- ① 子どもの保護者と、学校教育の専門家である教職員によって構成される会ですから、子どもの望ましい成長にもっとも深い関心をもっている人達の集団です。広い視野に立って教育を考え、それぞれの分野の改善充実を図り、望ましい教育の推進に大きな役割をもっています。
- ② 学校教育を支援するうえで、家庭と学校が密接な関係をもち、相互に理解し協力することによって、より学校教育の効果をあげることができます。
さらに、家庭の教育的役割についても、保護者の深い理解が図られるため、実践に直接結びつき、家庭教育の効果をあげることができます。
- ③ P T Aは価値観や考え方など多種多様な保護者および教職員で構成されるため、多角的な視点から活動することが可能となり、同じ学校に通う子どもたちにかかわる様々な環境の改善や教育上の諸問題の解決のための、大きな力になります。

- ④ 会員一人ひとりみな平等であると同時に、様々な思想、信条の人達が参加しています。

また、目的からしても組織およびその活動は、あくまでも非政治的、非宗教的、非営利的でなければなりません。

P T Aは任意団体ですから、他のいかなる団体の支配や統制や干渉を受けることはありません。

- ⑤ P T Aは、保護者と教職員が、子どもの健全な育成と幸福を目指して活動する任意団体です。したがって、児童・生徒は会員ではありません。つまり、P T Aの活動は、保護者が会員・非会員にかかわらず、その学校に通うすべての児童・生徒のために還元されます。

入会・退会は

入会や退会は**任意**です。その学校に在籍する児童・生徒の保護者とその学校に勤務している教職員が、P T Aの目的や性格をよく理解し、同意したうえで、会員になります。**(申込書等加入の意思表示が必要です)**

活動内容は

<保護者と教職員の学習活動>

保護者と教職員の学習活動は、P T A活動の基盤です。保護者と教職員が子どもの教育にかかわる諸問題について学び合い、よりよい学校教育、家庭教育、そして、よりよい地域の教育環境づくりを目指して、実践につながる学習をすることが大切です。

我が子を、我が教え子をどのような人間に育てたらよいか、そのために、どうしたらよいか、保護者も教職員も共に学び、考え、模索し、実践する活動過程の中で、保護者と教職員の信頼関係の深まりや、保護者自身、教職員自身の大きな成長が期待されます。



<学習から始まるさまざまな活動>

① 学校教育との連携・協働

子どもが安心して学ぶことができる環境づくりのためには、PTAの会員が学校教育を正しく理解し、その教育活動に積極的に連携・協働し、学校教育を充実・発展させることが大切です。

また、学校の教育目標や方針、児童・生徒の実態、教育環境の問題などを保護者の立場から理解した上で、学校・地域と共有し、活動に取り組むことが大切です。

・活動例

授業支援・参観や懇談会、学校協議会への参加、
学校評価 学校行事への協力、広報活動など。

② 家庭教育の充実

子どもの人間形成の基礎は家庭にあります。家庭教育の充実はPTA活動の大きなねらいの一つでもあります。

現在の家庭は、予測困難な社会の変化の中で、多様な家庭文化を育んでいます。よりよい家庭教育のために、会員同士の経験や知恵の交流、学び合いを通して、子どもとともに保護者も成長することを目指します。

・活動例

家庭教育学級の開催、学年・学級・地域などの集会での話し合い、講演会・研修会・講座などの学習活動など。

③ 子どもの校外生活指導

子どもの成長にとって、学校外での生活は大きな意味をもっています。しかし、現在の地域環境は、子どもたちにとって、必ずしも安全で楽しく過ごせるものとはいえません。多くの危険や悪影響から子どもたちを守り、自ら身を守るよう指導するとともに、さらに一歩進めて、健全な遊びや楽しい集団活動にも進んで参加できるように働きかけます。

・活動例

P T A子ども会（地域班）活動、交通安全教室、地域パトロール、通学路の危険箇所点検、親と子の集い（座談会、スポーツ・レクリエーション大会など）、地域清掃など。

④ 地域の教育力の向上

教育は、単に学校や保護者だけの努力によって成果をあげられるものではありません。地域に住む人たちとの共通理解のもとに子どもに接することで、その効果は一層高められます。P T Aがかけ橋となって、学校と家庭と地域が連携し合い、子どもにとって少しでもよい環境をつくる努力をして、地域の教育力の向上を図っていきます。

・活動例

P T Aと地域諸団体との共催行事・地域諸行事への参加、青少年健全育成運動への参加、青少年委員との連絡・連携、危険地域の改善など。

⑤ 教育に関する正しい世論づくり

教育問題の深い理解に立ち、教育の向上を目指して保護者と教職員、地域の青少年健全育成者が学び合い世論形成をしていくことが求められています。

・活動例

調査研究活動、学校評価、学校協議会・学校運営委員会・学年・学級・地域などの集会での話し合い、広報活動（P T Aだより）、P T A研修会（単位P T A研修会）など。

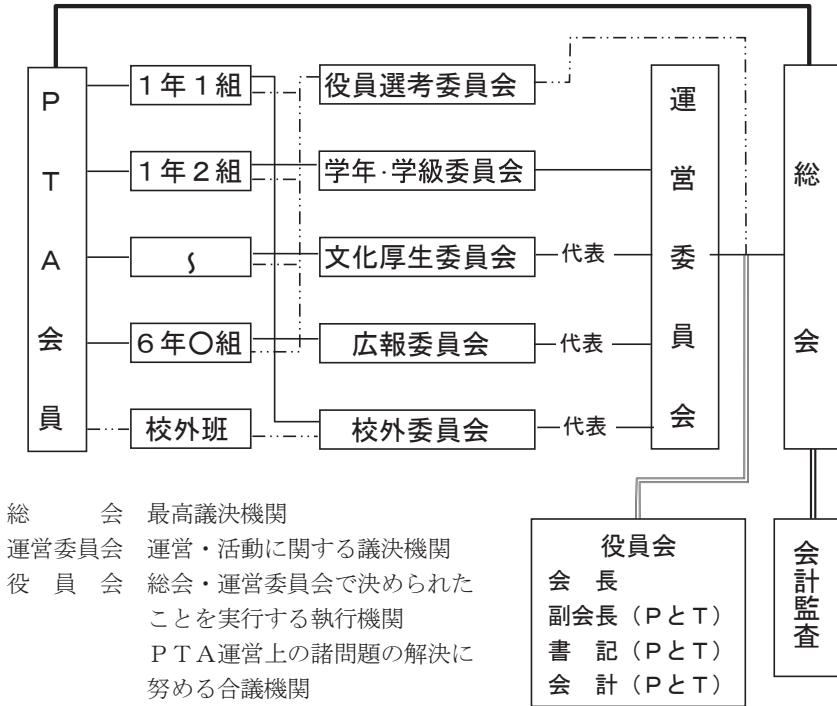
⑥ 教育環境を改善する要望活動

世田谷区立小学校P T A連合協議会では、毎年全校P T Aの要望を「教育条件整備要望書」として取りまとめ、世田谷区教育委員会に提出し、要望を教育行政に反映させ、次年度の教育予算に計上されるよう働きかけています。1校で要望しても届かない声を大きくし、教育行政に反映されるようにする活動です。

また、その中から東京都教育委員会にも関係することは、都Pに伝え、より強く反映するようにします。

2. P T Aの組織・運営と活動

● P T Aの組織（例）



上の組織図を見てもわかるように、PTAの組織や運営の基礎は、会員一人ひとりにあります。

PTAに対する関心の深さや積極的な参加が、PTA活動を盛り上げ、教育の効果を一層高めることにつながります。

P T A 会 員 に な っ た ら

(1) お子さんの所属する学級P T Aの一員になります。

学級P T Aは『子どもの幸せのために、より良い教育を創り出す保護者と教職員の組織』の基本単位になります。

学級P T Aは子どもの幸せのために次のような活動をしします。

- ① 「学級の中にどんな問題があり、どう解決していくか」知恵を出し合います。
- ② 保護者と教職員が協力し合うため、心が通い合う場を設けます。
- ③ 学級・学校の行事へ参加したり、協力したり、みんなで力を合わせます。
- ④ 子どもの問題、教育の問題で学級だけでは解決できないことを、学年や全体のP T Aに伝え一緒に考えてもらいます。

学級P T Aを運営するために次のような役割分担があります。

- ① **学年・学級委員** 学校全体のP T Aとのパイプ役です。
- ② **文化厚生委員** 学級や学校全体の「心が通い合う場を設ける」役割です。
- ③ **広 報 委 員** 学級や学校全体のP T A活動を会員に知らせます。
- ④ **校 外 委 員** 校外での子どもの活動が安全に行われるように支えます。校外班（地域班）から選出されることもあります。
- ⑤ **役員選出委員** 来年度の役員にふさわしい人を探します。

※学年・学級委員を中心に、全委員が学級P T Aの運営に当たります。

(2) お子さんの所属する校外班の一員になります。

年齢の違う子どもたちが一緒に活動する子ども会に協力し、子どもの安全を守るための活動をしします。

📢 P T Aの活動には、会員の個人情報を取り扱うことが多くあります。

平成 29（2017）年 5 月 30 日改正個人情報保護法が全面施行され、単位P T Aも法の対象となりました。適正に取り扱うよう、詳細は各P T Aで作成している「個人情報取扱規則（規約）」等をご参照ください。

学校全体のP T Aはどのようになっているのでしょうか

学級P T Aの委員になると学校全体のP T Aの委員会に所属します。それぞれの委員会は次のような活動をしします。

学年・学級委員会の活動

学年・学級PTAは、PTAにおける基礎集団であり、その活動は組織の要です。ここでの結束がPTAの組織の強さを左右します。学年・学級委員会の受け持つ役割は以下のように考えられます。

① 子どもを知り、教育を知るための学習の場をつくる。

保護者と教職員が、子どもの実態を知り、学校教育の方針や、重点目標などを知るための学習会を開く。

また、教育や子どもに関する情報を交換し合い、子育てや教育に関する悩みを出し合い、子どもの進路指導などについて話し合う。

② 学校やPTAに対する意見や提言を反映させる。

話し合いやアンケートなどにより保護者の声を聞き、意見をまとめてPTA活動や学校教育に反映させる。

③ 会員相互の結びつきを図り、よりよい人間関係を築いて、PTA活動への参加意欲を高める。

④ PTA活動の連絡調整を行い、活動に協力し、会合などへの会員の参加を進める。

・活動の具体的内容

講演会、懇談会、懇親会、運営委員会への参加、スポーツやレクリエーション、見学会の開催、学年・学級新聞の発行、文集の作成、行事の手伝いなどが考えられますが、どれを取り上げるかは、その活動の目標を明確にして考えることが大切です。

また、単位PTA研修会や学校主催の保護者会の中で行うことも効果的です。



文化厚生委員会の活動

文化厚生委員会の活動は、次代を担う子どもを育てる大人が、保護者として、市民としての成長を図る役割を担います。活動を通して保護者が成長することは、子どもの家庭環境を豊かにすることにもつながります。

① 親としての成長を図る学習を進める。

学習内容の一例として「親の態度が子どもに与える影響」「いじめや非行・不登校に対する親の関わり方」「学校給食と子どもの栄養」など学習する内容はたくさんありますが、「親のあり方」に視点が置かれた内容が中心となります。

② 市民としての成長を図る学習を進める。

人生を豊かに生きていくためにも、子どもの教育やキャリア形成のためにも、社会の動きを知り、社会的活動をするための情報を得ることは大切なことです。

例えば、「地域の歴史」「環境問題・リサイクル運動等」「GIGA スクール構想などの教育施策」などをテーマに研修会を開催しています。

また、上記に限らず、様々な研修会を通じた町会などとの交流を通して、地域の諸団体の活動や地域コミュニティの大切さを知ることも社会的活動をするうえでの一つの学びとなります。

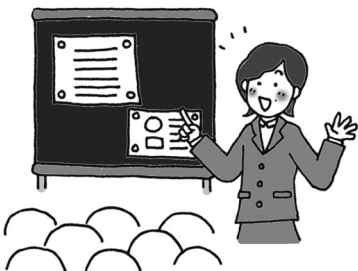
③ 趣味を広げる活動

スポーツや料理教室、読書会、映画・演劇・絵画・音楽などの鑑賞があげられますが、単なるレクリエーションではなく、会員相互の人間関係を深める仲間づくりに結びつく活動です。

④ PTA会員共同の文化活動

運動会、学芸会、展覧会などの学校行事をきっかけに、PTA活動へ参加する機会をつくり、仲間づくりをすることが大切です。

また、会員の特技を発揮する場をつくることも必要です。



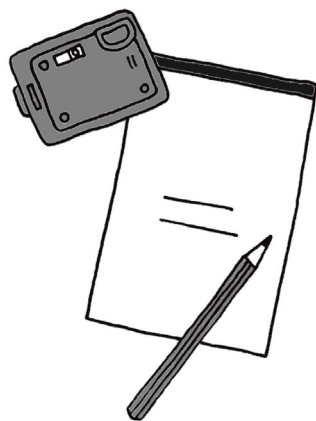
広報委員会の活動

広報委員会の活動は、情報を通してPTAを活性化させる役割を担います。

広報の内容は、会員への情報提供と課題提起、その他、地域社会や関連する団体にPTAをよく知ってもらうための情報と、教育環境や教育条件の改善向上のために世論を形成するための情報などが考えられます。

- ① PTA活動に対する会員の共通理解を得るために、活動方針や重点活動を知らせる。
- ② 保護者としてPTA会員として関心がある、家庭教育上の問題や、PTA活動に関わる提案などを投げかける。
- ③ PTA会員が知っておいた方がよいと思われる情報、例えば学校の教育方針・目標、教育内容、学校行事や学校でのできごとなどを伝える。
- ④ 地域団体に対しては、PTAが取り組んでいる活動などを知らせたり、協力や連携を呼びかけたりする。
- ⑤ 教育世論形成のためには、PTAを正しく知ってもらうための活動内容の紹介や資料、教育環境や教育条件の改善に協力してもらうための資料や調査結果などを提供する。

この他に1年間の活動記録をまとめて保存しておくことや、自校や他校の広報誌の整理・保管なども広報活動の一つと考えられます。



校外委員会の活動

地域の方と連携し、子どもの安全を守り、子どもにより環境を与え、子どもの地域活動を推進する役割を担います。主な活動内容は、次のようなものが考えられます。

① 子どもの校外での生活を豊かなものにする。

地域班活動など、子どもの遊び場づくり、子ども会集団づくり、異年齢の子どもたちの触れ合いの場づくりなどの条件づくりをするほか、地域行事（お祭り、運動会、文化祭、清掃活動）など。

② 子どもを犯罪や事故から守る安全・安心運動を推進する。

安全指導の実施、危険箇所点検、通学路の整備、きれいな町や川にする運動、地域パトロール、安全マップづくり、「こどもをまもろう110番」プレート・ステッカー掲出依頼など。

③ 子どもの豊かな心を育てる文化的な環境づくり。

手づくりの遊具教室、子ども文庫づくり、サマーキャンプ、野鳥に親しむ会、遊び場開放、映画鑑賞会、有害図書や広告の追放、不健全な場所で遊ばない運動など。

④ 地域の文化に親しみ、伝統芸能を継承していく子どもの育成。

地域の方から昔話を聞く会、地域芸能に親しむ学習会、地域名所・古跡めぐりなど。

⑤ 地域団体との協力関係を強める。

青少年委員会、町会、自治会、青少年地区委員会、警察署、消防署、商店会、子ども会、青少年教育団体、ボランティアグループ等との連携・協働など。

役員会の活動

役員は、会員から選出されたPTAの代表者で、PTA活動の推進役です。会長・副会長・書記・会計などの役職を分担してそれぞれの仕事にあたります。役員会は、総会・運営委員会で決められた事項の執行機関であり、また、PTA運営上の諸問題を相談する合議機関でもあります。

通常毎月1回の定例会を開き、PTA全体の行事の運営や各委員会活動の計画と実施について協議したり、各委員会に出席して意見を述べたり、会員の意見を聞いて運営に反映させたりする重要な役割を担っています。

総会・運営委員会

学校全体のPTAには最高議決機関として総会（年1～2回開催）があります。活動方針や予算案の検討、活動報告の承認、決算の承認、役員候補の承認などを行います。総会に継ぐ議決機関として運営委員会（通常月1回開催）があります。各学級を代表する学年・学級委員と各委員会の代表（正副委員長）と役員で構成します。

日常のPTA活動の意思決定や各学級PTA・各委員会間の連絡調整を行います。

PTAの経理

●会費について

PTA活動の趣旨に賛同して会員になった人たちによって平等に納められた会費を経費とし、PTAは運営されます。会費の額は、各校PTAによってさまざまです。

●予算について

集められた会費が、活動や運営に、より有益に活かされるように、予算編成会議がもたれます。前年度の活動の反省など十分に検討し、本年度の活動計画に基づいて、無理・無駄のない予算を組むことが大切です。運営費、活動費、その他の費目に適切に配分した上での適正な支出が望まれます。

●会費のあり方

会計事務に関する専門知識のある人が携わるわけではないので、複雑な経理事務にならないことが望まれます。

「会計」は総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理します。

3. P T A活動の発展を目指して

P T Aは、子どもの健全な成長を願って、保護者と教職員が共に学び、会員や地域に働きかけて、よりよい教育環境を作っていくための組織です。

我が子の幸せにつながる大切な活動として、保護者もそして教職員も、ぜひ進んで参加するP T Aにしたいものです。

① 研修活動に積極的に参加しましょう

P T A活動の中心は研修であるといっても過言ではありません。子どもを育てるということは自分自身の成長変革を迫られることであり、生き方を問われることでもあります。私たちは、子どもの成長とともに学び育っていく保護者や教職員でありたいものです。

子どもを育てつつ、自らの体験と変革を語り、学び合うこと、これこそがP T Aではないでしょうか。

P T Aの研修会を自らの成長の機会とし、意義のあるものにするために、積極的に研修会に参加しましょう。

② 委員、役員を積極的に引き受けてみましょう

P T Aの委員、役員を経験した方々が「よい友達ができ、人間的成長があった」「学校や地域の様子がわかるようになった」「ものの見方や考え方がいろいろあることを知り、一方的に判断してはいけないと気付いた」「何よりも子どもを責めないようになった」などの感想を実感をもって話されます。さまざまな人と出会い、視野を広げるためにも一度はP T Aの委員・役員となって、みんなで勉強し、考え、お互いに経験を分かち合って、よい知恵を得る機会にしてみてもはいかがでしょうか。

③ 参加を進めるために

まず、PTAの基本理念に向かって、着実に一步一步進めていくことが大切ですが、具体的な活動になると会員一人ひとりの思いが、様々な形で表れてきます。そのために、PTAの各研修会・集会は開催方法を工夫し、何でも話し合える雰囲気をお互いに大切にし、会員相互の人間関係づくりを大切にしていきたいと思います。

●PTA会員の積極的参加を

近年、世田谷区立の小中学校において、PTA以外の団体活動が盛んになってきており、区立の小中学校の半分近くの学校で「おやじの会」等の団体が組織されています。

このような団体の活動は、これからのPTA活動の幅を広げる新たな方法の一つとして期待されています。これまでのPTAのよさを活かしながら、会員の皆さんが参加しやすいPTAを目指し、地域活動の活性化にもつなげていきたいと思います。

●教職員会員とともに

多くの教職員も会員ですので、その教育的専門性を活かし、無理のない範囲で相談しながら進めましょう。PTA活動の活性化にもつながります。

④ 豊かな地域社会を築いていきたいと思います

子どもは家庭や学校だけではなく、地域で育っていきます。今、子どもたちの暮らす地域を、PTAが核になり、みんなで豊かに築いていこうという動きが強まっています。町会・自治会、青少年地区委員会、青少年委員会をはじめ様々な地域の方々が協力していただきます。教育委員会、各地域の総合支所、出張所・まちづくりセンター、児童館や図書館などもPTAを応援しています。

「あいさつ運動」や「こどもをまもろう110番」の運動も、地域の人たちの善意によって支えられています。子どもたちにとって、より安全で楽しく、より教育力のある地域へと改善されることを願ってのことですので、共に参加・協働していきましょう。

各学校には、PTAと地域、学校が協働する次のような組織があります。



● 「学校協議会」

学校と地域の連携組織で、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を目的として、平成9（1997）年から区立小・中学校に設置しています。学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、行政関係などで構成され、「地域との情報共有の場」である会議体となっています。

● 「地域運営学校」

「地域運営学校」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）」の規定に基づき、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関である「学校運営委員会（国の呼称は学校運営協議会）」を設置する学校で、国の呼称はコミュニティ・スクールです。世田谷区は、全区立小・中学校が「地域運営学校」です。

● 「学校運営委員会」

「学校運営委員会」は地教行法の規定に基づき一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関で、法令上の名称は学校運営協議会といます。世田谷区では「学校協議会」との混同を避けるため、学校運営委員会と呼んでいます。保護者、地域住民、卒業生、就学予定幼児・児童の保護者、学識経験者、校長を含む10名以内で構成されます。学校運営委員会の委員は、教育委員会が任命しています。

【各学校に設置する学校運営委員会の活動】

◎＝法令上の規定、○＝区独自のもの

- ◎校長が作成した学校運営に関する基本方針を承認する。
- ◎学校運営及び学校運営に必要な支援に関して、保護者、地域の方の理解を深めるとともに、連携・協力を推進するために、学校運営及び学校運営に必要な支援についての協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努める。
- ◎教職員の任用等について教育委員会に意見を述べるができる。
- 児童・生徒、保護者、地域の方の意見を把握し、学校運営への反映を図る。
- PTAや学校協議会に働きかけ学校教育活動への参加を呼びかける。
- 保護者、地域、学校が協働して取り組む事業等を検討・承認する。

●「学校支援地域本部」

学校の依頼に応じて、学校の教育活動を支援するしくみ。教育委員会が委嘱した学校支援コーディネーターが、学校からの依頼を受けて学校とボランティア団体等のコーディネート（調整）を行います。学校支援地域本部が行う支援事業は、授業の補助、自学自習等の支援、図書の読み聞かせ、校内環境整備、登下校時の安全確保、学校行事の運営支援、部活動の指導、そのほか子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりの推進等があります。地域運営学校の運営の充実を図るとともに、安定的・継続的に地域で学校を支える体制とします。

●「学校関係者評価委員会」

学校は、学校評価システムのもと、自らの教育活動や学校運営についてめざすべき目標を設定し、その達成状況等の分析・考察を行うことで、学校として組織的・継続的な改善を図っています。

学校関係者評価委員会は、学校経営・運営全般に対して行う教職員の自己評価、児童・生徒、保護者、地域の方による評価について、客観的に評価を行い、学校・家庭・地域の連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校に校長が設置する組織です。

委員は、保護者、元保護者、卒業生、学校協議会会員、第三者を含めた5名以上8名以下で構成されます。

●「学校評議員」

校長が必要とした場合に、求めに応じて個人の立場で学校運営に関する意見を述べます。5名以内。置かないこともできます。

4. P T Aの連合(連絡)組織

連合(連絡)組織とは

それぞれのP T Aの目的や課題には、共通のことがたくさんあります。その目的達成や課題解決のためには、各P T Aが手を取り合い協力することによって一層強大な力となり、各P T Aの発展につながるができます。そのために、世田谷区立小学校P T A連合協議会が昭和 26 (1951) 年に結成され、今日に至っています。

同じ趣旨から、世田谷区立中学校P T A連合協議会、世田谷区立幼稚園・こども園P T A連絡協議会や都・国の連合体が組織されています。

目的と性格は

各園・学校P T Aの共通の目的を達成するために、いろいろな活動を推進しながら、課題の解決、教育世論の喚起、合同の研修会、教育条件の整備向上などに取り組みます。

しかし、あくまでも各単位P T Aの自主的な活動が基盤であり、いわば各園・学校P T A活動のバックアップとしての性格をもって活動しています。

世田谷区立小学校 P T A 連合協議会

(世小 P)

組織(略称:世小 P(せしょうぴー))

世田谷区立小学校 P T A の連合体で、区立小学校全校の P T A の連合体です。毎年 5 月の総会で役員が選出され、会の運営にあたります。役員の任期は 1 年ですが再任も可能です。

目的

この会の目的は、会則の第 2 条に次のように述べてあります。

- 教育の健全な発展振興に寄与する。
- P T A 相互間の連絡を密にし、共通の目的達成のために努力する。
- 単位 P T A の健全な向上発展と、活動の進展に努力する。

運営

組織の最高議決機関は総会です。また、この会の運営並びに活動に関する必要な事項を決定する機関として、理事会があります。各小学校 P T A 会長と校長が理事となります。原則として役員会・常任理事会が年 8 回程度、理事会が年 2 回開かれ、運営に関する諸問題について協議します。

常任理事

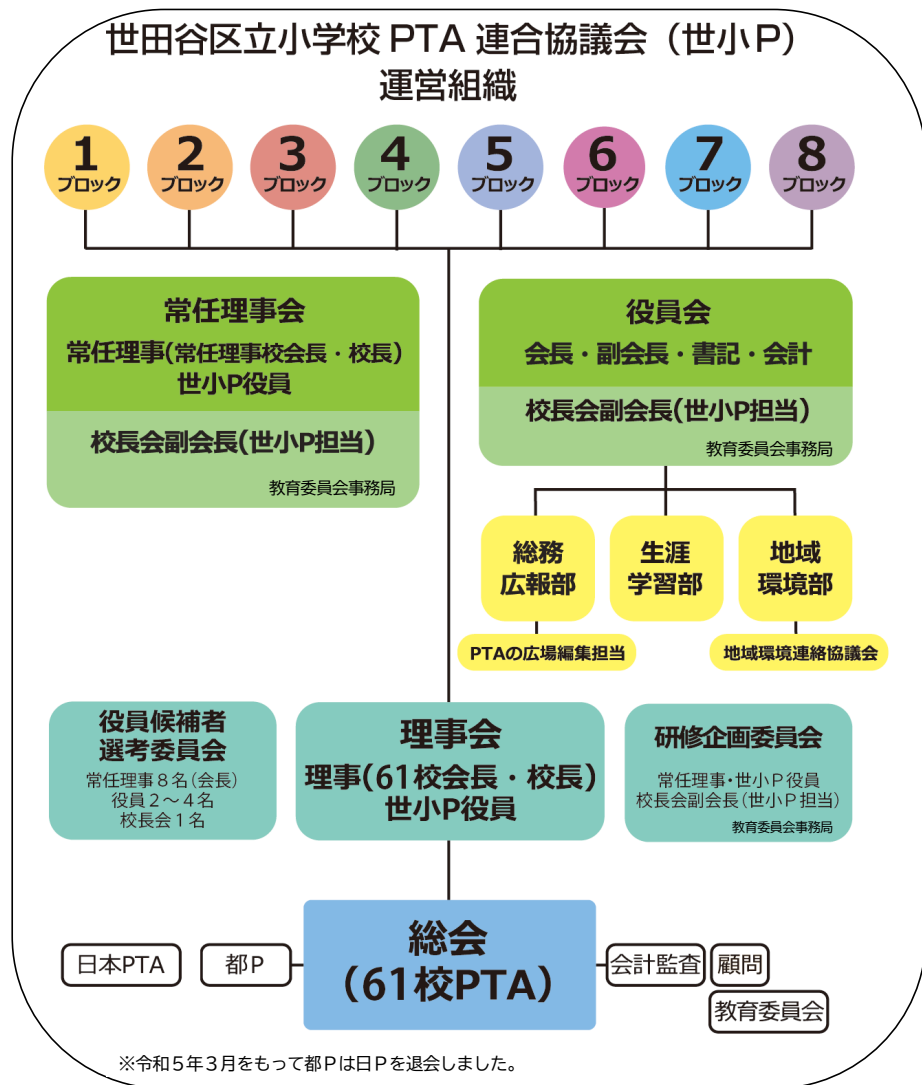
全体を 8 つのブロックに分けた各ブロックの P T A 活動のまとめ役です。常任理事校は、ブロック内で交代で担当します。当番にあたった学校の P T A 会長と校長が常任理事となり、ブロック内会長会・校長会の召集、運営、P T A 研修会(ブロック研修会・合同研修会)の推進、常任理事会への出席など、世小 P 活動の運営にかかわる大切な役目を持っています。

常任理事会は、常任理事と役員で構成し、会務を行います。

世田谷区立小学校 P T A 連合協議会

(世小P)

運営組織



総務広報部・生涯学習部・地域環境部

役員会に総務広報部・生涯学習部・地域環境部の3部を置き、各単位PTAへの情報の窓口となり、世小P活動を進めます。

	総務広報部	生涯学習部	地域環境部
単Pの関係する委員会	広報委員会 学年・学級委員会 その他の委員会	文化厚生委員会 研修委員会	校外委員会
役員会・運営委員会が担っている学校もあります。			
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙 「PTAの広場」発行 ・ 教育条件整備要望 * 1 のとりまとめ ・ 総会・理事会・常任理事会 等の進行及び報告書作成 ・ ホームページ更新管理 ・ みんなで学ぶPTA (広報) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA研修会 (各単位PTA、 各ブロック、合同) ・ みんなで学ぶPTA ・ ソフトボール大会の支援 ・ バレーボール大会の支援 ・ コーラスフェスタの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教室 ・ 子どもに関する防犯啓発 「こどもをまろう110番」 「PTAパトロールプレート」 ・ 地域環境連絡協議会 * 2 「春の情報交換会」 「秋の連絡協議会」 ・ 青少年問題懇談会 * 3 ・ みんなで学ぶPTA (校外)
関連メンバー	「PTAの広場」編集担当者	上記事業の 研修会担当者 イベント実行委員	区内4警察署(世田谷・北沢・ 玉川・成城)ごとの地域環境 連絡協議会担当者
部長	世小P副会長が兼務		
副部長	世小P書記が兼務		

世小Pのホームページアドレス <http://www.sesho-p.jp/>

* 1 教育条件整備要望書

子どもたちの健やかな成長を願い、よりよい教育条件を整えていくため、各校から出された要望を取りまとめ、区教育委員会に提出している。

成果は、例えば、警備員の全校配置などがある。

* 2 地域環境連絡協議会

子どもたちの命を守る安全な地域環境作りと、健全な育成を目指すことを目的に、区内4警察署ごとに連絡協議会を開催している。主なメンバーは、警察・区(交通安全自転車課)・教育委員会・学校・PTA(校外委員)・青少年委員である。

* 3 青少年問題懇談会

警視庁「少年センター(若林)」の心理の専門員より、家庭での子どもとの接し方や、思春期の子ども心理についてのご講話をいただいている。

世田谷区立中学校 P T A 連合協議会

(世中P連)

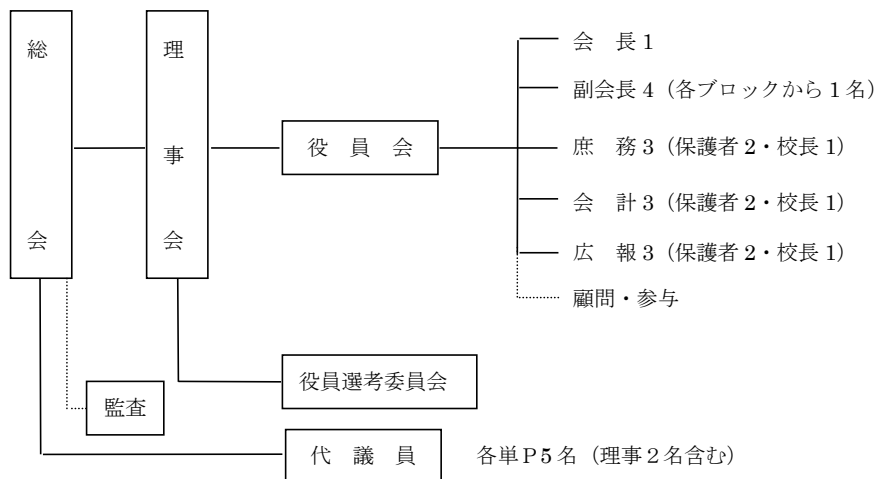
●目的 (略称: 世中P連 (せちゅうぴーれん))

区立中学校全校 (29 校) の各単位 P T A の連合体で、相互の協力により、教育の健全な発展充実に寄与することを目的として活動しています。

1. 相互の連絡を密にして、共通の目的達成のための諸活動。
2. 教育行政や財政についての調査や研究。
3. 各単位 P T A 及び教育機関や関係団体との連絡や協調。

●中P連の組織

全体を4つのブロック (1・2・3 ブロック 7 校、4 ブロック 8 校) に分けています。



●総会

各単位 P T A より理事を含む 5 名の代議員で構成、毎年 5～6 月に定期総会が開かれます。

●理事会

役員と 29 校の理事 (単 P 会長・校長) で構成され、年度事業や重要事項について審議。原則として年 3 回開いています。(基本的に書面開催)

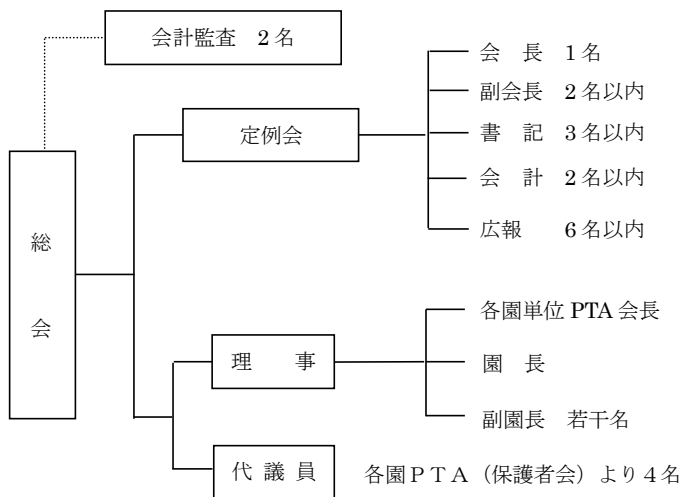
世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会

(世幼P連)

●目的(略称:世幼P連(せようぴーれん))

各区立幼稚園から2名以内で選出された役員が、世田谷区立幼稚園・こども園PTA(保護者会)連絡協議会を組織し、各園PTAが相互に緊密な連絡を取り合いながら、幼稚園・こども園教育の振興・理解と親睦を目的としながら活動しています。

●幼P連の組織



●総会

役員・理事及び各単位PTAより各4名の代議員により構成され、毎年5月に定期総会を開いています。

●定例会

定例会は学期に1回以上開催しています。



主な関係団体

(一社) 全国PTA連絡協議会 (略称 全P)

全国のPTAがフラットに繋がることのできる組織として、情報共有やスケールメリットを活かした事業により、時代に合った「求められるPTA活動」に近づくために、全国のPTAをサポートする活動を行っています。

＝主な活動・事業＝

- ・ 情報の共有 (オンライン情報交換会／オンラインミニセミナー)
- ・ Wi-Fi 利用環境の支援 (スマホ／Wi-Fi ルーター)
- ・ ITライセンス支援 (Zoom／Office365／Google Workspace)
- ・ PTA活動の支援 (会費決済／リース契約など)
- ・ 団体補償制度 (個人情報漏えい補償制度／PTA総合補償制度／児童・生徒総合補償制度)
- ・ PTA運営や子供の教育などに関する情報発信 など

(一社) 東京都PTA協議会 (略称 都P)

都内の小学校PTA連合会および単位PTA、義務教育学校PTA、小中一貫校の中学校PTAを対象に、PTA活動の担い手であるPTA役員を支援するために、さまざまな事業を展開しています。

2023年4月より (一社) 全国PTA連絡協議会の会員です。

＝主な活動・事業＝

- ・ 全都小学校PTAオンラインミーティング
- ・ オンラインミニセミナー／お悩み相談室 (Zoom)
- ・ PTA東京かわら版／広報紙「PTA TOKYO」の発行
- ・ PTA実態調査／保護者の意識調査
- ・ 教育条件要望書 (都知事、都教委)
- ・ IT支援事業 (メールアドレスの提供／Zoom ライセンス助成事業／Office365、Google Workspace のライセンス付与)
- ・ 団体補償制度 (個人情報漏えい補償制度／PTA総合補償制度／児童・生徒総合補償制度)
- ・ 加入意思確認、任意加入などについての情報共有
- ・ 表彰事業 (広報コンクール／川柳コンクール)
- ・ ふれあいバレーボール大会 など

5. P T A活動への 教育委員会の支援

教育委員会は、社会教育団体としてのP T Aを援助・育成するためにいろいろな仕事をしています。

- ① 運営や活動について、社会教育主事、社会教育指導員など、専門職員による相談
- ② 講座・講習会・研修会などの共催
(後述の研修会などの開催経費の一部を教育委員会が負担します。)
- ③ 資料の提供
(参考図書・ビデオ・ビデオプロジェクターなど)

《みんなで学ぶP T A》

新しくP T Aの役員・委員になられた方々を対象にしてP T Aのよりよい運営、活動方法の情報を交換し、学びあう勉強会です。

教育委員会と世小Pによる共催事業です。

学級、役員、単位P T A研修、校外、広報の分科会を開催します。

詳しい案内は4月上旬頃に各学校へ配布します。



《P T A 研修会》

P T A活動の向上発展を目的として、小学校、中学校別にそれぞれ5月から翌年2月にかけて開きます。

年度末に研修の成果を記録誌にまとめて各校に配布します。

●小学校

研修テーマは、4月から6月頃、各学校のP T A毎に相談して決定し、各P T Aで研修会を行います。

これが「単位P T A研修会」です。

そして、2学期には、ブロックごとに研修会を開きます。

研修内容は、各P T Aの研修発表、講演会、ディスカッションなどで、ブロックで相談して決めます。これが「ブロック研修会」です。

また、2月には、区全体で合同の研修会を実施します。これが「合同研修会」です。

●中学校

5～6月の定期総会の後に、全体研修会を開催します。

P T A研修会も小学校と同様に単位P T A研修会として計画を立て実施します。

《家庭教育の振興》

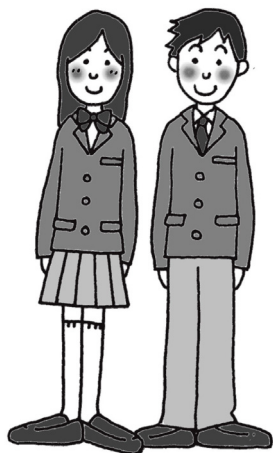
各区立幼稚園・こども園、小・中学校P T Aと連携して、全園・全校で家庭教育学級を実施しています。

(区立小・中学校は平成元(1989)年度より、区立幼稚園は平成5(1993)年度より実施)

家庭教育学級は、家庭における子育てに関わる諸問題や、子どもを取り巻く教育環境等について計画的に学ぶ活動です。学習方法は、講師の先生からの問題提起、家庭教育に関する映像や資料等を利用、話し合い・ワークショップを取り入れるなど各P T Aで企画・運営して学習しています。

年度ごとの各校の家庭教育学級の内容は、区のホームページに掲載しています。

開催期間・学習内容・方法・経費等についての詳細は、生涯学習課 社会教育係 (Tel.3429-4255・4256) にお問い合わせください。



《その他》

●PTA活動資料の配布

PTA活動の参考資料として、世小Pと教育委員会共同で作成した、「みんなで学ぶPTA」（本書のことです）を新入学1年生の保護者の方々に無償で配布しています。

●教育相談

教育委員会では、教育上の諸問題についてお困りの方のために、教育相談室を設けています。詳しくは27ページの各教育相談室にお問い合わせください。

●文化・スポーツ事業（世小P）

世田谷区立小学校PTAスポーツ大会（ソフトボール大会）、世小Pバレーボール大会、世田谷PTAコーラスフェスタ等の事業に協力しています。

●ホームページによる情報提供

世小Pの活動を世小Pホームページで紹介しています。
会員の活動に役立つ情報を発信していますので、ぜひご覧ください。
ホームページアドレスは<http://www.sesho-p.jp/>です。
世小Pのホームページは区のホームページとリンクしています。

●幼児・児童・生徒の安全対策

教育委員会では、区立幼稚園・こども園、小・中学校において、子どもたちが楽しく安全に活動できるよう、学校への不審者侵入による事件・事故を想定した安全対策に取り組んでいます。「学校安全対策マニュアルに基づく学校での対策」「学校施設の整備」を進め、また「こどもをまもろう110番」推進運動への支援等を行っています。

平成16（2004）年度からは、今までの安全対策に加え、「携帯用防犯ブザーの貸与」「携帯メールによる小学校緊急連絡体制の活用」「セーフティ教室の開催」「警備員によるパトロール」等の施策も始まりました。
今後も地域との連携を図りながら、対策を充実させていきます。

6. P T A活動のための 相談窓口

○P T A活動の全般的な相談窓口

- ・ 世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課

☎3429-4256・4255

○各地域における活動についての相談窓口

- ・ 世田谷地域… 世田谷総合支所 地域振興課 ☎5432-2840
- ・ 北沢地域……北沢総合支所 // ☎5478-8045
- ・ 玉川地域……玉川総合支所 // ☎3702-1636
- ・ 砧地域……砧総合支所 // ☎3482-2001
- ・ 烏山地域……烏山総合支所 // ☎3326-9376

○子育てにおける教育相談窓口

- ・ 世田谷区教育相談室
教育相談室 総合教育相談ダイヤル ☎6453-1520
教育相談室 教育総合センター(来室相談) ☎6453-1524
教育相談室 玉川分室 ☎3709-2403
教育相談室 砧分室 ☎3483-3404
教育相談室 烏山分室 ☎3305-2022
- ・ 東京都教育相談センター ☎3360-8008
- ・ 世田谷少年センター ☎3419-0019
- ・ 世田谷区児童相談所 ☎6379-0697

○児童虐待の通告・相談窓口（フリーダイヤル・24時間365日）

- ・ 世田谷区児童虐待通告ダイヤル ☎0120-52-8343
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

○交通安全対策についての相談窓口

- ・ 世田谷区 交通安全自転車課 交通安全自転車担当

☎6432-7966

○ボランティア活動に関すること

- ・ 世田谷ボランティア協会 ☎5712-5101
- ・ 北沢ボランティアビューロー ☎3420-2520
- ・ 玉川ボランティアビューロー ☎3707-3528

○リサイクルに関すること

- ・ 世田谷区清掃・リサイクル部 事業課 普及啓発担当 ☎6304-3253

7. PTA用語集

あ 遊び場開放（あそびばかいほう）

土・日等に小学校の校庭を安全な「遊び場」として、区内に住所を有する児童・幼児を対象に開放しています。運営は開放校ごとに地域住民で組織された遊び場開放運営委員会が行っています。開放中は、子どもたちの安全を確保するとともに、遊び方のアドバイスができるよう遊び場開放指導員を配置しています。

安全マップ（あんぜんまっぷ）

地域の中の危険箇所等を表示した地図。PTA・学校・警察署が連携して、ハードとソフトの両面から、子どもの目線で地域社会を点検・診断し、犯罪につながりやすい場所を洗い出します。近年、子どもが自分の身を守る判断力を養うための安全教育にも利用されるようになってきました。

う 運営委員会（うんえい委員会）

PTA役員（副校長を含む）・各委員会の正副委員長、学年・学級委員の代表、校長が出席して開催される委員会で、PTA活動に関することを話し合っている場です。PTA行事、各委員会の活動計画・予算計画や安全問題など、その時々課題が議論されたり、各委員会の活動状況が報告されます。月1回程度開催されます。なお、学校によっては実行委員会など様々な呼ばれ方があります。

か 学校運営委員会（がっこううんえい委員会）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき一定の権限と責任を持って学校運営に参画する合議体の機関です。法令上の名称は「学校運営協議会」ですが、世田谷区では「学校協議会」との混同を避けるため、「学校運営委員会」と呼んでいます。

学校関係者評価委員会（がっこうかんけいしゃひょうか委員会）

学校経営・運営全般に対して行う教職員の自己評価、児童・生徒、保護者、地域の方による評価について、客観的に評価を行い、学校・家庭・地域の連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校に校長が設置する組織です。委員は、保護者、元保護者、卒業生、学校協議会会員、第三者を含めた5名以上8名以下で構成されます。

学校協議会（がっこうきょうぎかい）

学校と地域の連携組織で、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を目的として活動します。学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、行政関係などで構成されます。

学校評議員（がっこうひょうぎいん）

校長が必要とした場合に、求めに応じて個人の立場で学校運営に関する意見を述べます。5名以内、置かないこともできます。

学校支援地域本部 (がっこうしえんちいきほんぶ)

「学校支援地域本部」のしくみは、学校とボランティア団体等のコーディネート（調整）を行う学校支援コーディネーターと、実際に教育支援活動を行うボランティア団体等、及び教育委員会事務局内に設置している事業評価等を行う会議体の3つからなります。

家庭教育学級 (かていきょういくがっきゅう)

教育委員会が区立幼、小、中PTAに委託し開催する学習会。家庭における子育てをめぐる諸問題及び子どもを取り巻く教育環境等について学び合う場です。

き

教育条件整備要望 (きょういくじょうけんせいびようぼう)

世田谷区立小学校PTA連合協議会は、毎年全校のPTAの要望を「教育条件整備要望書」として取りまとめ、教育委員会に提出し、次年度の教育予算に反映されるよう働きかけています。(5ページ参照)

こ

校外班 (こうがいはん) = 地区班・地域班 (ちくはん・ちいきはん)

学区域をいくつかのブロックに分け、交通安全や地域の防犯、同じ地域に住む子どもたちの学年を超えた親睦を深めることをおもな目的として活動するグループの単位です。

子どもをまもろう110番 (こどもをまもろう110ばん)

子どもたちの生命と安全を確保するための活動です。このステッカー・プレートが貼られた家や商店は、子どもたちが「怖い・危ない」と感じたときに助けを求めることができる一時的な避難場所です。

し

常任理事校・常任理事 (じょうにんりじこう・じょうにんりじ)

世田谷区立小学校PTA連合協議会に加入している小学校は、8つのブロックに分かれており、ブロック単位でPTA活動のとりまとめをする当番校が常任理事校です。ブロックの中心となり、PTA同士の親睦を図りPTAの各委員会などの情報交換の手助けをします。ブロック研修会の開催や、ブロック内の校長・会長会の招集、世小Pの常任理事会への出席などの活動があります。常任理事校の校長とPTA会長が常任理事となります。

新BOP (しんぼっぷ)

BOP (Base of playing 「遊びの基地」) の略。放課後の遊び場対策として、区立小学校児童を対象に小学校の施設を利用して遊びを通じた異年齢交流を促進し、健全育成を図る事業と、学童クラブ (保護者が就労・病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の子どもたちに対し、健全な遊びおよび生活の場を提供する事業) の機能を統合して世田谷区立小学校全校で実施されている事業です。

せ

青少年委員 (せいしょうねんいん)

校長やPTA・地域の代表の推薦に基づいて教育委員会から委嘱され、各小学校区に1名ずつ配置されています。(学区内の中学校も担当します) 青少年育成の活動に携わる人たちをお手伝いします。

青少年地区委員会（せいしょうねんちくいんかい）

青少年をめぐる社会環境の浄化、地域社会における青少年の健全育成をはかることを目的として、まちづくりセンター管轄区域ごとに設置されています。委員は、校長、民生児童委員、青少年委員、保護司、商店会、町会などで、PTAからも委員が出ます。委員は区長が委嘱します。

世小P（せしょうぴー）

世田谷区立小学校PTA連合協議会の略称。世田谷区立小学校全校のPTAから組織されています。保護者の研修活動や子どもたちの教育の発展、各学校のPTA活動の支援、学校間の親睦を図ることを目的としています。（18～20ページ参照）

世小Pホームページ（せしょうぴーほむぺーじ）

世小Pの役割、活動をホームページにて公開しています。会員の活動に役立つ情報や、共感・コミュニケーションを深める情報を発信しています。

「<http://www.seshop.jp>」です。

世田谷9年教育（せたがや9ねんきょういく）

「世田谷9年教育」は、教育ビジョンに掲げた子ども像を実現させるため、小・中学校の義務教育9年間を一体としてとらえ、21世紀に生きる児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取り組みです。

全P（ぜんぴー）

一般社団法人全国PTA連絡協議会の略称。時代に合った「求められるPTA活動」に近づくために、情報の共有や、IT導入支援、PTA運営支援などを通じて、全国のPTAをサポートする活動を行っています。

そ

総会（そうかい）

PTAの最高議決機関。定期総会では前年度の活動報告、会計報告、新年度活動案、予算案が話し合われ決定します。総会の承認を受けて、その年度の活動が行われます。

た

単P（たんぴー）

単位PTAの略称。世小Pを組織する基本単位であるそれぞれの学校のPTAのことです。

ち

地域運営学校（ちいきうんえいがっこう）

「地域運営学校」とは、保護者や地域の住民の代表等で構成される「学校運営委員会」を設置する学校のことで、国の名称はコミュニティ・スクールです。

地域環境連絡協議会（ちいきかんきょうれんらくきょうぎかい）略称（ちーかん）

世田谷区内にある警察4署（世田谷・北沢・玉川・成城）の管轄ごとに開催される協議会です。警察・学校・PTA・教育委員会・青少年委員・世小P役員等が集まり、防犯・交通安全・地域の教育環境の整備・少年犯罪の防止などについて意見交換する会です。当番となる学校が中心となり、準備、開催します。また、協議会に先立ち春に情報交換会を開催します。

と 都P（とぴー）

一般社団法人東京都PTA協議会の略称。東京都のPTAが共につなぎ情報共有し、新しい時代に合ったPTA活動を進められるよう、「PTA活動の担い手である単位PTA役員」の支援をはじめ、さまざまな事業を展開しています。

ひ PTA研修会（ぴーていーえーけんしゅうかい）

PTAの課題について、会員同士の学び合いを目的として行われる学習の機会です。世小Pでは単位PTA研修会、ブロック研修会、合同研修会を教育委員会・小学校長会との共催で実施します。

PTAの広場（ぴーていーえーのひろば）

世小Pが発行する広報紙。情報の発信や区立小学校間の親睦などを目的としています。

PTA/パトロール（ぴーていーえーぱとろーる）

校外班などに分かれ、学区内の安全確保と防犯を目的に行われる、地域の見廻りです。事故、犯罪、非行の抑止力になっています。

ふ ブロック（ぶろっく）

世田谷区立小学校が8地域（第1~8ブロック）に分かれ、それぞれ組織しているグループの単位。

み 民生委員・児童委員（みんせいいん・じどういん）

地域で福祉の身近な相談相手として活動している方。子どものことで悩みなどの相談に助言・援助をおこないます。

みんなで学ぶPTA（みんなでまなぶぴーていーえー）

子どもたちの健全な成長や幸せの実現を目指し、PTAのよりよい活動のあり方をみんなで情報交換し、学びあう学習会です。教育委員会と世小Pとの共催事業です。全体会及び学級、役員、研修、校外、広報などの各分科会に分かれて行います。

り 理事・理事会（りじ・りじかい）

区立小学校全校の校長とPTA会長が世小Pの理事としてその任につきます。理事会は各校の理事と世小P役員で構成されます。世小Pの運営、活動に関する事項を決定する総会に次ぐ議決機関です。

PTAの歌

春日紅路 作詞
西条八十 補作詞
古関裕而 作曲
宮本 一 編曲

B E F-7-5 F#7 B E F#7 B

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくる とんでくる

F#7 F#7 B D#7 G#7 C#9 F#7 B7

あかるい まーどーよ ほほえむ かおよ

E B F#7 B F#7

さくらのー はなさく はるのう たー

B E D# B E F# B F#7 B

みんな で いっしょに うたおう よ

一、春風そよそよ 吹く窓に

小鳥もくるくる とんでへる

明るい窓よ ほほえむ顔よ

さくらの花咲く 春の唄

みんなでいっしょに うたおうよ

二、みどりに輝く学校が

明るい家庭を よんでいる

希望の町よ 希望の村よ

文化の光に手をのべて

子どもといっしょに 進もうよ

三、あふれる力に 健康に

子どもがよんでる おどつてる

みどりの秋よ もみじの丘よ

こころも楽しい ハイキング

子どもといっしょに おどろろよ

四、世界を結んだ 大空に

ひびいて子どもの 胸が鳴る

あしたの鐘よ 夕べの鐘よ

平和で住みよい 日本を

みんなでいっしょに うたおうよ



みんなで学ぶPTA

発行日 令和6(2024)年3月
発行者 世田谷区立小学校PTA連合協議会
世田谷区教育委員会事務局生涯学習課
TEL 3429-4256
FAX 3429-4267

イラスト協力：烏山北小学校PTA
2017年度世小PTAの広場担当
小椋 大

再生紙を使用しています